

## どさんこ基金運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、どさんこ基金規則（以下、「規則」という。）第9条の規定に基づき、どさんこ基金（以下、「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(どさんこ基金運営委員会)

第2条 どさんこ基金運営委員会（以下、「委員会」という。）の委員は、理事会において選出する。

2 委員は、各構成会より2名選出するものとする。

(司法過疎地域等の認定)

第3条 基金の運営において、司法過疎地域とは、原則として当該地域に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる司法書士の数が1名以下の場合をいう。

2 前項の要件を満たさない地域であっても、理事会が地域住民の司法アクセスの機会が不十分であると認定した場合には、当該地域を司法過疎地域とすることができる。

3 規則第5条2号及び3号の地域は、司法過疎地域の中から、司法書士が不在の地域を中心に委員会が候補地域を選定し、理事会で承認を得なければならない。

4 第2項の地域の認定及び前項の候補地域を選定する際には、当該地域の構成会の会長の意見を聴かなければならない。

(貸付)

第4条 規則第5条1号の貸付金は、年間100万円を限度とする。

2 規則第5条2号による貸付金は、最長2年間で月額5万円を上限とする。

3 規則第5条3号による貸付金は、最長1年間で120万円を上限とした月割とする。

4 規則第5条2号と3号の貸付は重複してすることができない。

5 規則第5条1号乃至3号の貸付金はこれを無利息とする。

(借入の申込と貸付の可否)

第5条 規則第5条1号乃至3号による貸付を申請する司法書士は、別に定める様式による申込書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は前項の申込後速やかに貸付の可否を決議する。

3 前項の決議については、理事会の承認を得なければならない。

(貸付金の返済)

第6条 規則第5条による貸付金は、原則として5年以内に全額を返済しなければならない。具体的な返済方法に関しては、借入を申し込んだ司法書士と委員会との協議により定めるものとする。

2 前項にかかわらず、規則第5条2号及び3号による貸付金は、以下の事由に該当する場合を除き、貸付又は事務所開設から2年間返済を猶予する。

- (1) 司法書士法第47条2号又は3号による懲戒処分を受けたとき
- (2) 構成会において注意勧告処分を受けたとき
- (3) 規則第5条3号において事務所開設に至らなかったとき
- (4) 2年以内に事務所を廃止又は当該地域外に移転したとき

(貸付金返済の免除等)

第7条 規則第7条による貸付金返済の免除等の基準を以下のとおりとする。

- (1) 貸付金を返済すべき司法書士が死亡したとき
  - (2) 貸付金を返済すべき司法書士が成年被後見人又は被保佐人になったとき
  - (3) 貸付金を返済すべき司法書士が病気その他やむを得ない事情により事務所の開設・運営が困難になったとき
  - (4) 貸付金を返済すべき司法書士が病気その他やむを得ない事情により貸付金の返済が困難になったとき
- 2 規則第5条2号又は3号の貸付金を返済すべき司法書士が当該地域に2年以上継続して事務所を置いた場合には、理事会の決議により貸付金の返済を免除することができる。

(貸付金の返済免除等の申請)

第8条 次の者は、規則第7条による貸付金の返済の免除等を申請することができる。

- (1) 貸付金を返済すべき司法書士
  - (2) 前号の司法書士が死亡したときは、その者の相続人
  - (3) 第1号の司法書士が成年被後見人又は被保佐人となったときは、その者の成年後見人又は保佐人
- 2 返済の猶予又は免除を申請するときは、別に定める様式による申請書を委員会に提出するものとする。
- 3 委員会は、前項の申請書が提出された後2か月以内に猶予又は免除の可否について意見書を会長に提出するものとする。
- 4 会長は、前項の意見書の提出を受けたときは、猶予又は免除の可否を理事会

に諮り、2週間以内にその結果を申請者に通知しなければならない。

(実施要領)

第9条 委員会は、規則第5条3号のマザーシップ事務所事業の実施要領を定めるほか、事業年度ごとに司法過疎地開業支援事業の実施要領を定めて理事会の承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月11日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年6月2日から施行する。

主な改正点

○委員会（第2条）

委員会の名称を「どさんこ基金運営委員会」（規則第6条）とし、委員会は理事会において各構成会から2名選出することとした。なお、各構成会2名の内、1名はブロック理事とする（理事会の申し合わせ事項）。

○司法過疎地域等の認定（第3条）

司法過疎地域とは、原則として当該地域に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の数が1名以下の場合と規定した（規則第5条1号）。

規則第5条2号及び3号の地域は、司法過疎地域の中から、委員会が候補地域を選定して理事会の承認を得た地域とする（規則において「理事会が選定」と規定）。

なお、地域とは、形式的に市町村単位を基準とするのではなく、複数の市町村を一つの地域とする場合もある。

○貸付（第4条）と返済（第6条）

規則第5条1号から3号の貸付の内容を規定するとともに返済について規定した。各号原則5年以内の返済とし、規則第5条2号及び3号については、返済開始を2年間猶予する（よって、2年経過後から5年以内の返済）規定を設けた。

○貸付金の返済の免除等（第7条）

規則第5条2号及び3号の貸付について、当該地域に2年以上継続して事務所を置いた場合には、貸付金の返済を免除することが出来る規定を設けた。

○実施要領（第9条）

各事業年度の司法過疎地開業支援事業の実施要領を定めることとした。